

海外送金取引の内容確認に関するご協力のお願い

平素は、多摩信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨今、外国為替取引においては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止および制裁違反リスクに向け、厳格な確認を行う義務が金融機関に課せられております。

弊金庫におきましても、本邦外為法や米国 OFAC 規制など、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止、制裁違反リスク対策を適切に実施するため、お客さまとの海外送金取引につきまして、お取引の流れや海外の依頼人または受取人とのご関係など、内容に関する資料のご提示をお願いする場合があります。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、弊金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によってはお手続きをお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【ご提示をお願いする資料】

送金原資	通帳や入出金明細等、送金の資金源を確認できる資料
送金目的	貿易全般 公的な貿易手続書面、請求書等 (例) 輸出入許可証、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN) 船荷証券 (BILL OF LADING) 請求書 (INVOICE) 等 ※送金目的をご申告いただくと共に、商品の品目、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただく場合があります。
	生活費 ご依頼人とお受取人の関係や資金の必要性を確認できる資料 等
	学費 授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
	医療費 医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等
	宿泊費・渡航費 ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
	投資 投資を行うにあたっての契約書 等
	不動産売買 売買契約書 等
ご自身の外国銀行口座との振替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等

◆お客さまからご提示いただいた資料は弊金庫にて厳正な管理を行います。

◆送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます。